

予 算 決 算 委 員 会 環 境 産 業 分 科 会 会 議 録

1 期 日 令和6年6月24日(月)

2 会 場 全員協議会室

3 開会時刻 午前 9 時 2 分

4 閉会時刻 午前 9時54分

5	出席者	委員長 委員 委員 委員	野村 松本 大井 高橋	愛子 均正 篤仁	委員長 委員 委員 委員	橋本 藤澤 山田	勝弘 恭子 浩司
---	-----	-----------------------	----------------------	----------------	-----------------------	----------------	----------------

(当局側出席者) 協働環境部長、産業経済部長、都市建設部長、
所管課長

(事務局出席者) 議事調査係 大久保晴江

6 審查事項

- ・議案第53号 令和6年度掛川市一般会計 補正 予算 第2号 について
第1条 歳入歳出予算 の補正
- ・議案第58号 掛川市スポーツ施設条例の一部改正について

7 会議の概要 別紙資料のとおり

以上のとおり、報告いたします。

令和6年7月4日

市議会議長 山本 裕三 様

環境産業委員会 主査 窪野 愛子

議 事

午前 9時02分 開議

○主査（窪野愛子） 改めておはようございます。

ただいまから予算決算委員会環境産業分科会を開会いたします。

当分科会に分割送付されました議案は、議案第53号、令和 6年度掛川市一般会計補正予算（第 2号）について、議案第58号、掛川市スポーツ施設条例の一部改正についての 2件であります。

よろしく御審査をお願いいたします。

それでは、諸般の報告として 1点申し上げます。

初めに、発言の際には挙手の上、主査の許可を得てから、必ず自席のマイクのスイッチを入れてから発言するようにお願いいたします。

また、質疑においては、説明を求める場合、議案等のページ数及び款・項・目等を示し、疑問点を明瞭に発言することとし、答弁も簡潔に分かりやすくお願いするとともに、一問一答方式でお願いします。議案に関係のない質疑や意見は控えていただきますようお願いいたします。

次に、当局より説明資料の配付申出があり、主査において許可いたしましたので、お手元に配付いたしました。

また、傍聴の申出がありましたので御報告申し上げます。

それでは、審議に入ります。

議案53号、令和 6年度掛川市一般会計補正予算（第 2号）について、第 1条歳入歳出予算のうち当分科会所管部分を議題とします。

それでは、各担当課から所管する歳入歳出部分について説明をお願いいたします。

初めに、環境政策課の説明をお願いいたします。

石山環境政策課長、お願いいたします。

〔環境政策課説明〕

○主査（窪野愛子） ありがとうございます。

ただいまの説明に対する質疑をお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋篤仁） この事業はいつから始まる、いつから開始しますか。

○主査（窪野愛子） 石山課長、お願いします。

○環境政策課長（石山基和） 本事業につきましては、この予算をお認めいただきましたら直ちに事業者の選定に入りたいと思います。それを経た後に市民の皆さんに周知をしていく、開始をする

というような予定でおります。

以上です。

○主査（窪野愛子） 引き続いて、高橋委員。

○委員（高橋篤仁） 周知方法について、もう一度おっしゃってください。

○主査（窪野愛子） 石山課長。

○環境政策課長（石山基和） 周知方法につきましては、既に補正予算のときに記者会見等ではP Rさせていただいておりますが、この予算をお認めいただいたら、市のホームページ、それから公式LINE、家電量販店へのお知らせ、そういったもので周知を図りたいというふうに考えております。

以上です。

○主査（窪野愛子） よろしいですか。ほかどうぞ。

大井委員。

○委員（大井正） 最初に、この制度自体がどうしてもよく理解できないんですが、購入補助事業を委託するという、この仕組みをもうちょっと分かりやすく。

○主査（窪野愛子） よろしいですか。

石山課長。

○環境政策課長（石山基和） 購入補助事業については、事務を委託するというイメージでございます。実際に予算をお認めいただけましたら、事業者の選考作業に入りたいと思っております。実際には、補助金の交付申請の受付、それからコールセンターというものを考えております。対象になるもの、ならないものということもございますので、そちらの委託をさせていただく事業者さんに、コールセンター、それから申請の受付等をお願いすることを考えております。

それ以降、交付の決定であるとか諸事務については、市のほうで直営でやるというイメージでございます。

以上です。

○主査（窪野愛子） よろしいですか。

どうぞ、続けて。

○委員（大井正） じゃ確認しますが、この事業に特化した窓口的なものを 1つの事業者さんに委託すると、こう考えてよろしいわけですね。

○主査（窪野愛子） 石山課長。

○環境政策課長（石山基和） おっしゃるとおりでございます。

○主査（窪野愛子） よろしいですか。ほかいかがですか。

どうぞお願いします。

○委員（大井正） 今度はこの 3,000万円の中身のほうなんですけど、見る限りにおいては結構、豪華な補助がついているように思われます。

反面、それだけの補助を得られるということは、それ以上の家電製品を購入できる財力がある市民しか恩恵を受けないじゃないかという気がするんですが、事業費の 100%が国・県支出金なもので、もしかして国や県から補助の仕方について事細かな指示があって、そうなっているんですか。

○主査（窪野愛子） お答えください。

石山課長。

○環境政策課長（石山基和） これは、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を使うものでございますので、この交付金の使い方については国のマニュアルがございます。それに従って今回の補助事業をつくっているというところでございますし、この事業については、既に近隣の市町でも同様に行われているものがございますので、そういったところのものを参考にしながら制度設計をさせていただいたというところでございます。

以上です。

○主査（窪野愛子） よろしいですか。いいですか、大井委員、今の回答で。

○委員（大井正） もう一つだけいいですか。

○主査（窪野愛子） どうぞ。

○委員（大井正） 非常に安価なもので、例えば今、若い人たちがよく街なかでハンディな扇風機みたいな、これを独居の老人なんかが、大きな家電は買えないけれども、せめて枕元に置きたいよとか、あんな安いものだとか補助にならんような気がするんですけども、何とかする方法はありませんか。

○主査（窪野愛子） お答えください、石山課長。

○環境政策課長（石山基和） 根本的な対策については、いろいろなやり方があるかと思いますが、本制度に限って言いますと、本体費のみで 5万円以上というところを予定をしております。対象製品については、エアコンと冷蔵庫、冷凍庫というところに限るということで今、制度設計をしております。これは、この 2品目で家庭の消費電力の約 3割を占めるということがございますし、今回の目的とすると、熱中症対策というものも当然ございますので、そういったことを目的にして制度設計をしたものでございますので、よろしくお願いいたします。

○主査（窪野愛子） それでは高橋委員、お待たせしました。お願いします。

○委員（高橋篤仁） 先ほど事業者を選定すると書いてありましたけれども、これは何業者かに絞るのか、それとも手挙げ全てを申請させるのか、どちらなのでしょう。

○主査（窪野愛子） 石山課長、どうぞ。

○環境政策課長（石山基和） 事業者については、やはり金額的なものもあると思いますので、金額、それから、あとはこの近隣でもやっているというところもございますので、これはできるだけ早く市民の皆さんに補助事業を使っていただきたいというふうに思いますので、その両観点から選考したいというふうに思っております。

以上です。

○主査（窪野愛子） 高橋委員、引き続いてどうぞ。

○委員（高橋篤仁） 今の回答ですと、ちょっと何となく、はてながつくのは、要するに量販店で何種類かの事業者があるかと思いますけれども、５万円以上の家電を扱っている業者がたくさんあると思いますが。

○主査（窪野愛子） お願いします。

○環境政策課長（石山基和） 申し訳ありません。今の事業者というのが、事業を受託する事業者と勘違いしてしまいましたので、対象とする事業者については市内の家電量販店、全て対象ということで考えております。

以上です。

○主査（窪野愛子） よろしいですか。

ほかいかがですか。じゃ最後にしてください。

○委員（大井正） 今の答弁で家電量販店とおっしゃいましたけれども、それじゃ、いわゆる電気屋さん駄目なんですね。

○主査（窪野愛子） 石山課長、どうぞ。

○環境政策課長（石山基和） すみません、言い方が申し訳ありません。市内の販売店全て対象にしております。

以上です。

○主査（窪野愛子） よろしいですね。

どうぞ。

○委員（松本均） 先ほど期日の話が最初にあったと思うんですけども、多分これ待っている方がかなりいると思うんですよ。実際もう先に購入された方もいらっしゃるって、この振り返りということは、多分ないと思うんですけども、それに合わせて購入したいという方がいるものですから、

ある程度しっかり何月からとか、何日から何日までとかという格好にしないと、多分市民が困ると思うんです。暑い中でやはり我慢している方もいらっしゃる、こんなこと言うとあれですけども、もうちょっと控えようとかという方もいて、何かあってはいけないので、その辺しっかり日を決めて周知したほうがいいんじゃないかなと思うんですよ。いかがですか。

○主査（窪野愛子） 石山課長。

○環境政策課長（石山基和） ありがとうございます。

今考えている内容についてはお認めいただいた翌日、7月3日からの購入を対象とし、申請期間については、先ほど申し上げたとおり準備事務がありますので、7月17日から申請の受付を考えております。これについては、お認めいただいた後にホームページ等でしっかり周知をしてまいりたいと思います。ありがとうございます。

○主査（窪野愛子） よろしいですね。

それでは、質疑を終結いたします。

環境政策課、ありがとうございました。退室をお願いいたします。

それでは、観光・シティプロモーション課、熊切課長、御説明をお願いいたします。

熊切課長。

〔観光・シティプロモーション課説明〕

○主査（窪野愛子） 説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑をお願いいたします。
いかがですか。大井委員。

○委員（大井正） これ、宿泊事業者からの申請に応じてとありますが、申請内容の妥当性とか、今度は申請した後、その効果検証とかということまで何か考えがありますか。

○主査（窪野愛子） 熊切課長、お願いします。

○観光・シティプロモーション課長（熊切紀和） 資料の2ページ目に、補助対象事業と対象経費を記してありますが、そこに記載のとおり審査と、完了検査を行います。県との並行補助になりますので、県のほうと確認し合いながら、進めていきたいと思っております。

○主査（窪野愛子） よろしいですか。ほかございませんか。

副委員長。

○副主査（橋本勝弘） 先ほどの補助対象見込みが、更新が1戸で改修が4戸ということでしたけれども、これはもうある程度目処があるということでしょうか。

○主査（窪野愛子） 熊切課長、お願いします。

○観光・シティプロモーション課長（熊切紀和） 実は県のほうから、今年の2月にこういった補

助制度を行うということで話がありまして、その時点で宿泊事業者には確認をとったんですけども、そこでは手が挙がりませんでした。その後、４月になりまして、ちょっと考えているよというお話があったもんですから、そこで今回予算の確保をと思っておりますが、補正予算を議決をいただいた後に補助の要綱をつくって詰めていきますので、何件というのは分かりませんが、数件は出てきそうなお話があります。

○主査（窪野愛子） 副委員長、どうぞ。

○副主査（橋本勝弘） 以前も、この全体として事業費で組んだ、例えば 300万円とか組んだ観光施設向けの補助金が使われずに、最後、決算で執行残になった例もありますけれども、やはり観光業、今非常に人手不足、従業員不足で困っていると思うんですが、何せやはりこの 2分の 1を自分で負担しないといけないというところは、中小のところは結構ネックなもんですから、できるだけ周知をしっかりと図るとともに、やっぱりそのタイミングであるとかそういう、せっかくやりたいと思っていても使えないという方々の事情を酌んで有効に使えるようにしていただきたい。これ要望です。

○主査（窪野愛子） 御意見ですので、よろしくお願いします。

ほかいかがですか。よろしいですか。

それでは質疑を終結いたします。

観光・シティプロモーション課、大変御苦労さまでした。ありがとうございました。退室をお願いいたします。

それでは、続きまして農林課、松永課長、お願いいたします。

〔農林課説明〕

○主査（窪野愛子） ただいまの農林課の説明に対する質疑をお願いいたします。

山田委員。

○委員（山田浩司） 事前着工ということで、もう設置が進んでいるかと思うんですけども、ちょっと教えていただきたいんですが、この文章を読みますと、1基のみで空調が効かないから改修工事というふうになっているんですけども、1基で効かないから2基にするんだったら分かるんですが、改修工事費というふうになっていると、もっとたくさんのいろんな改修工事があるかなというふうには感じるんですけども、具体的な内容、内訳をもう少し具体的に御説明いただきたいと思います。

○主査（窪野愛子） 松永課長。

○農林課長（松永真也） 御質問の意味がちょっと分かりにくいんですが、2基あるうちの1つが

壊れたからそれを直すというのでは、改修工事にならないということですか。

○委員（山田浩司） エアコン 1台、大体、多分私、計算すると30万円から50万円ぐらいかなというふうに計算していて、この予算額見ると 200万円ぐらいのお金がついているということは、どういってお金が使われ道をしているかということをお伺いしたいです。

○主査（窪野愛子） よろしいですか。

では、松永課長、お願いいたします。

○農林課長（松永真也） 視察のときにちょっと見ていただいたと思うんですけども、天井の中に埋め込み型のかなり大きなエアコンが 2基入っているんですけども、その 1基が定価でいくと300万円を超えるような大きなエアコンなんですね。そのものの自体が故障してしまったので、その1基を丸々取り替えるといった、そういう改修工事になります。

○主査（窪野愛子） 続けてどうぞ。

山田委員。

○委員（山田浩司） 非常に高価なエアコンが入っているというふうな考え方でいいんですか。

○主査（窪野愛子） 松永課長。

○農林課長（松永真也） 業務用ということもそうですし、沿岸部ということで、いわゆる塩害対策、塩の対策のために、このエアコンそのものにコーティングをしたりとか、そういう特殊な工事が必要になってきますので比較的高い、比較的というか、先ほど言われたような30万円40万円のエアコンではなかなかできないと、そんなようなことです。

○主査（窪野愛子） よろしいですか。ほかいかがですか。

では、先にどうぞ。

○委員（藤澤恭子） この空調 2基あるうち 1機の故障ということでしたが、これは老朽化ということなのか、独自の何か故障があったのかというところの確認というのは、されてありますでしょうか。

○主査（窪野愛子） 松永課長。

○農林課長（松永真也） 最初から、サンサンファームができた当初から使っていたものでしたので、老朽化ということになります。

○主査（窪野愛子） どうぞ。

○委員（藤澤恭子） では改めて確認ですが、2基中 1基は今回こちらのほうでの処理となりましたが、もう 1基、もしかしたら老朽化の可能性というのは非常に高まってくるかと思いますが、それ以降は、この後おひさまテラスさんのほうでの対応ということになるということですのでよろしいでし

ようか。

○主査（窪野愛子） 松永課長、お願いします。

○農林課長（松永真也） 実は今回のエアコンの工事、ちょっと議論をしたんですが、本来、基幹整備的なものは全て市のほうで受け持つということで、当初の契約の中にそういった形になっているんですけども、この埋め込み式のエアコンということで、我々基幹的なものということで考えていたんですけども、実際協議の中では、エアコンそのものは基幹整備に当たらないじゃないかということ言われまして、本来ではない部分もあるのかもしれませんが、今回の分につきましては、時期的なものというか、ちょうど事業者が入れ替わるタイミングございましたので、今回は市のほうでやったんですけども、もう一基のほうが悪化した際には、事業者さんのほうの責任において改修をしていただくということで話をしております。

○主査（窪野愛子） よろしいですか。

ほかいかがですか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○主査（窪野愛子） それでは、この質疑を終結いたします。農林課の退室をお願いいたします。

それでは続きまして、都市政策課、廣岡課長お願いいたします。

廣岡課長。

〔都市政策課説明〕

○主査（窪野愛子） 説明が終わりましたので、質疑をお願いいたします。

大井委員。

○委員（大井正） M a a Sについて伺います。

今回実証プロジェクトを委託すると言っていますが、実証内容についてもう少し詳しく教えてください。

○主査（窪野愛子） 廣岡課長、お願いします。

○都市政策課長（廣岡邦彦） タイトルは国土交通省の共創・M a a S実証プロジェクトになりますが、実際委託する内容としては、モビリティ人材育成事業というものを活用させていただきますので、実証というよりは講義、あるいはワークショップを通じて人材の育成に取り組むことを主眼にしております。

○委員（大井正） M a a Sのほうについて伺います。

さっき、さらっとおっしゃいましたが、今回実証プロジェクトを委託するんだと言っていますが、実証内容についてもう少し詳しく教えてください。

○主査（窪野愛子） 廣岡課長、お願いします。

○都市政策課長（廣岡邦彦） タイトルは国土交通省の共創・M a a S 実証プロジェクトになりますが、実際委託する内容としては、モビリティ人材育成事業というものを活用させていただきますので、実証というよりは講義、あるいはワークショップを通じて人材の育成に取り組むことを主眼にしております。

○主査（窪野愛子） 続けてどうぞ。

○委員（大井正） そうしますと、その育成する人というのは、市役所職員ですか。

○主査（窪野愛子） 廣岡課長。

○都市政策課長（廣岡邦彦） 市役所職員をはじめ、交通事業者となります。主にはバスやタクシーの事業者を交えて、現状の掛川市の公共交通の問題点等を共通認識した上で、次の目標に向かって、よりよいサービスを検討していこうといった内容になります。

○主査（窪野愛子） 大井委員。

○委員（大井正） 今、次の段階でよりよい交通サービスを検討していくとおっしゃいましたけれども、僕らが勉強の手始めにM a a S というところへ入ると、すごい大きな話がぼんと出てくるんですよ。例えば今、実証実験やっているのだと、J R 東海さんとか東急さん、静岡県の伊豆急さんなんかと一緒に企業体みたいなのをつくって、首都圏とか東伊豆の市町と連携した観光と仕事の関係でのモビリティについても、ある程度の構想をつくって、その実証実験をやっているというふうな、取りあえず勉強しようとする、そういうところからの説明にどうしても行き当たるんですよ。

掛川市みたいな地方の中小自治体が、このM a a S 構想の主体になって 2,000万円もお金使っていくということにどうも違和感があるんですけども、これ掛川市の場合は、例えばエリアとか、それはどんなふうに考えていますか。

○主査（窪野愛子） 廣岡課長、お願いします。

○都市政策課長（廣岡邦彦） モビリティ・アズ・ア・サービスの略称がM a a S になるのですが、議員御指摘のような、いわゆる交通主体として観光とか、いろいろなサービス事業者が連携して取り組むのが本質的なM a a S になっていくとは思いますが。掛川市の場合のエリアは全域を対象にしますが、今のところ観光目的とかそういったことよりは、現実問題、交通に不便を来している人がいらっしやいますので、参加者としては、市民の代表だけでなく、先ほど申し上げたバスやタクシー事業者に御参画いただいて、なおかつ今後、地域部活の問題等もありますので、教育委員会も含め、M a a S そのものは広範囲ですが、その中でもやはり絞り込んだ形で交通の弱者、あるい

は不便を来しているような方を対象に、最適化に向けた事業の推進ということでご理解をお願いいたします。

○主査（窪野愛子） どうぞお願いします。

○委員（大井正） 最後に、国・県の支出金で賄うとはいえ 2,200万円使うわけですが、我々議会としては、これが終わった後、何をもって 2,200万円適正に使われたね、あるいは効果があったねと判断すればいいんですか。

○主査（窪野愛子） お答えいただけますか。

廣岡課長。

○都市政策課長（廣岡邦彦） この予算をお認めいただいた後に速やかにプロポーザルの実施をしたいと思っております。プロポーザル審査によって業者を選定させていただいて、年度内に 4回ほどの講義、あるいはワークショップを、市民や交通事業者を交えて開催をしたいと思っておりますので、その共通認識を持ちまして、市にとってよりよい交通サービスや体系について、いろいろシミュレーションをさせていただこうと思っております。その成果につきましてはいずれかの場で御報告をさせていただきたいと思っております。

○主査（窪野愛子） 大井委員、よろしいですか。

それでは高橋委員、どうぞ。

○委員（高橋篤仁） 空き家事業のほうで質問をさせてください。

当初予算で人気があったということで今回追加補正。この 1か月ほどでなくなってしまった、すごい人気があった事業だと思います。この新たな金額設定において、何か私の感想では、もう少し多くてもいいんじゃないかと思う中で、国からの補助金、これが上限マックスだったんでしょうか。

○主査（窪野愛子） 廣岡課長、どうぞ。

○都市政策課長（廣岡邦彦） 国の予算も勘案させていただきました。現時点ではありますが、トータル47件ほどの相談を受けております。今回60件分ということになりますので、ひょっとしたら足りなくなるかもしれませんが、現時点では国との予算を勘案させていただいて60件にさせていただきました。

○主査（窪野愛子） 高橋委員、よろしいですか。

山田委員、どうぞ。

○委員（山田浩司） 今の続きでお願いします。

60件以上申請があった場合は、またこれ補正を組んでいくというお考えでしょうか。

○主査（窪野愛子） よろしいですか、廣岡課長。

○都市政策課長（廣岡邦彦） それぞれ個々に相談を受けていても 1つずつ中身の吟味が必要になりますので、必ずしも採択されるわけではありませんが、オーバーした場合、そのようなことを考えさせていただくようなケースがあるかもしれません。

○主査（窪野愛子） よろしいですか。ほかいかがでしょうか。

それでは、どうぞ。藤澤委員。

○委員（藤澤恭子） 空き家対策です。今現在、この47件というのは問合せの件数ということなんでしょうか。お問合せをいただいても、その条件を満たす、満たさないということもいろいろあるかと思いますが、もう条件を満たしているものが47件ということで確認してよろしいのかということをまずお伺いします。

○主査（窪野愛子） お答えください。

廣岡課長。

○都市政策課長（廣岡邦彦） 金額は前後する部分があるかと思いますが、11件は申請を既にしておりまして、そのほかの36件につきましても補助金の対象になる見込みであると考えております。

○主査（窪野愛子） よろしいですか。ほかいかがですか。

よろしいですか、皆さん。

〔「はい」との声あり〕

○主査（窪野愛子） それでは、質疑を終結いたします。

都市政策課の退出をお願いいたします。

それでは、進めさせていただきます。

質疑が終わりましたので、ここで委員間討議を行います。意見のある方はお願いいたします。

高橋委員。

○委員（高橋篤仁） 意見というか感想も込みですけれども、先ほどの空き家対策事業費の金額設定において、私も地元で相当この事業に対して説明させていただきましたが、もうすぐに売り切れてしまったということで、何も連絡していないという人も潜在的に多々あるのかなと、先ほど数字のほう御回答ありましたけれども、まだまだ潜在的には処理をしないと希望されている方が多いような気がします。やはり次なる手を考えておいていただいたほうがよろしいのかなと感じました。

以上です。

○主査（窪野愛子） ただいまの高橋委員の御意見に対して御意見がある方、お願いいたします。いかがですか。

大井委員、ありそうですか。どうぞお願いします。

○委員（大井正） 私自身は直接この中に立ったことないものですから、具体的なところが分からない面があったんですけれども、これ補助対象工事、空き家をもし解体撤去する場合、更地までやってくれるんですか。池とか庭石とか庭木とかというところまで対象ですか。よく分からないんだ。

○主査（窪野愛子） それは先ほど伺えばよかった。でも、ちょっとそれは違うか。分かりますか、どなたか。ちょっと分からないものですから、すみません、保留ということで。家だけですので、空き家ということですので。

ほか、いかがでしょうか。

○委員（大井正） ごめん、今の言い方が悪かった。僕もそう思っていたんです。で、都市対策的に考えたときに、やっぱりその敷地全体が更地になったほうがいいんじゃないか。さっき、今後の展開を考えてほしいというのと類似するんですが、どうせならそこまで面倒見てよという、全額保証じゃないもので、そういう考えがありました。

○主査（窪野愛子） 大井委員のそれは考えということで、いかがですか。じゃ、それは意見として、ほかありますか。

山田委員、どうぞお願いします。

○委員（山田浩司） M a a Sの実証プロジェクトですけれども、これ一般質問させてもらいましたけれども、本当に市長もおっしゃっていたとおり、この公共交通に関する見方、考え方を見直す時期に来ているのかなというふうに質問しながら感じさせていただいたところです。

説明の中でも、御説明の中でこの実証した途中経過については、御報告していただけるということで、ぜひ掛川市の公共交通、それから交通弱者という方々が増えることがもう想定されていますので、よりよい掛川市の未来を構築できるように検証していただけたらというふうに感じているところです。

○主査（窪野愛子） ただいまの山田委員の御意見に対して、大井委員、どうぞ。

○委員（大井正） 私もその点が心配なんですけれども、さっきのお答えの中で、市民が対象のM a a Sを考えていくよというのと、交通弱者と、もしかしたら中学校の部活の以降も包括するような格好で考えていきたいということだと思うんで、そういう意味じゃ地に足がついたと言えるか。

それから 1つ注意しなきゃいけないのが、さっき御紹介したように全国版のM a a Sというのは、やっぱり政府主導に、それもし決定すると飲み込まれていくんですね。結局、向こうでスタートしてこっち、例えば掛川城を見て帰りたいというプランを検索しようとしたとき、掛川駅まで来て後は知らないよじゃまずいもので、こっちもリンクさせるわけなんですけれども、そのとき大きなほうに飲み込まれるというのがないんじゃないかという危惧を感じています。

あとトヨタさんなんか、これM a a Sがもし進むと自家用車所有率が減ると、そうすると企業存亡の危機があるということで、逆に自動車産業さんたちがM a a Sに取り組むというプロジェクトも幾つか動き出していまして、なので、どこに飲み込まれるか分からないというのがあるもので、きちっとした地元のM a a Sというのをしっかり打ち立てていく必要があるなと感じました。

○主査（窪野愛子）　ありがとうございました。

それでは、委員間討議もこのあたりでということで、ただいま皆さんから大変貴重な御意見をいただきました。

今回の補正の管理することで皆さんから、1つとしては、空き家のことが出ました。これは潜在的にまだまだ需要が高いのではないかとということで、高橋委員から次なることも考えてほしい、予算的な面ということでお話がありました。もっともなことだと思います。

そして、次のバス交通対策事業に関しては、M a a Sの実証実験を行うということで、それが掛川の市民の人たちの交通弱者、様々なこれから中学校の部活なんかの移動、そういったことにも言及されたということで、そのあたりは期待をしているということで、これからその年4回ほど会議をやるということですけれども、その都度状況というか、そういったことをまた議会のほうに報告、進捗というか、していただけたらと思いますけれども、そういうことでこれくらいで。

どうぞお願いします。

○委員（大井正）　省エネのやつです。あれで、先ほど当局の御答弁の中で、省エネが大上段の目標だけれども、熱中症対策、暑さ対策というのが大きな目標だよとおっしゃっています。そうである以上、さっき僕がちょっと言いましたようにハンディな扇風機とか、安いですよ、5万円もしませんけれども、そういう、だけれども、経済的弱者がちょっとでも涼しくなるというためのアイテムなんかについて、100%国・県支援なもので、使途が限られているということがあろうかと思うんだけれども、そこを何とか改良の余地がないかなというのが感じました。

○主査（窪野愛子）　すみません、討議が終わってからのお話だったものですから。

○委員（大井正）　委員間討議じゃなくて。

○主査（窪野愛子）　今そこを一応閉めたと思ったんですけれども。ごめんなさい。

でも、ちょっとやっぱり先ほど担当課から御説明がありましたように、今回は制度設計上、そういった今後の家電に関してはというお話もあったのですから、それはまた別の機会に考えていただくということでよろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、論点を整理しましたので、2つの件で予算決算委員会のほうに報告させていただいてよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○主査（窪野愛子） それでは、分科会としての意思を決めたいと思います。

議案第53号については、原案は妥当ということによろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（窪野愛子） 原案は妥当とすることに決定いたしました。ありがとうございました。

それでは、引き続きまして御準備ができていたようでしたら、議案第58号、掛川市スポーツ施設条例の一部改正についてを議題といたします。

それでは、文化スポーツ振興課の説明をお願いいたします。

山田文化・スポーツ振興課長、お願いいたします。

〔文化・スポーツ振興課説明〕

○主査（窪野愛子） それでは、ただいまの説明に対する質疑をお願いいたします。

大井委員。

○委員（大井正） プールが防潮堤の邪魔になるということで、原因について反対というわけにもいなくて、やっぱり防災施設やっていくということは大事なこともんで、それについて云々できないわけですが、結果としてプールが使えなくなってしまうということに対する何らかの代替とかということは、今すぐできなくても、方向性として持っていってほしいのでしょうか。

○主査（窪野愛子） 山田課長、お願いします。

○文化・スポーツ振興課長（山田京子） 昨年からスポーツ推進計画を策定しておりまして、本年度につきましては、施設の在り方について検討してまいります。その中でプールにつきましても、今回プールを解体しますけれども、南部地域のプールについても議論をして方向性を決めたいと思っております。

○主査（窪野愛子） 大井委員、お願いします。

○委員（大井正） ウォータースポーツというか、水遊びは、それこそ幼児がしゃがみ込むような十数センチの水たまりから、競泳のプールまで、いろんなランクはあると思いますけれども、いずれのグレードのものも需要は非常に強いし、健康増進の施策として、夏しか使えないとはいえ非常に重要な施設だと思うものですから、防潮堤の邪魔になったから壊したよ、これにておしまいじゃなしに、今言われた方向性というのをぜひ実現の方向で検討していただきたいと思います。

○主査（窪野愛子） 御意見でよろしいですか。

ほかいかがですか。よろしいですか。

〔「なし」との声あり〕

○主査（窪野愛子） それでは、質疑を終結いたします。ありがとうございました。

それでは、質疑が終わりましたので、ここで委員間討議を行います。

意見のある方はお願いいたします。

大井委員、どうぞ。

○委員（大井正） 繰り返しになりますが、たまり～なの温水施設もなくなり、あれも床の遊び場をつくるという目的がありまして、その目的は大変結構なことはもんで方針自体に反対するわけにはいかないんですが、やっぱり水で遊ぶ、水で健康をつくるという施設が次々になくなっていくというのは若干疑問と不安を覚えます。ぜひ代替なり更新施設というのを併せて検討してもらいたいと考えます。

○主査（窪野愛子） ただいまの大井委員の御発言に対して御意見のある方いらっしゃいますか。

藤澤委員。

○委員（藤澤恭子） 確かに代替案というのはもう非常に重要なことでありまして、これは南部のほうに関しましても、もうずっと前々からお伝えをしておりますけれども、今回はこの条例改正についてということですので、私はこれでよろしいかと思います。

○主査（窪野愛子） ほかいかがでしょうか。よろしいですか。

〔「はい」との声あり〕

○主査（窪野愛子） それでは、討議を終了いたします。

ただいま大井委員のほうから、やっぱり南部地域のところにこうしたものが、今回、海岸の防潮堤をつくるということで、そちらを優先するというで廃止になったということになりますけれども、ウォータープール等々、またそういったものは子供たちにとっても必要なことではないかということで、先ほど施設の在り方をこれから検討していくということもおっしゃっていましたので、その辺を含めて南部のところの方向性を検討していただけたと思います。

今回、藤澤委員のほうから、条例の改正ということだったものですから、そのことについて皆さんから異論のなかったということでもよろしいでしょうか。

〔「はい」との声あり〕

○主査（窪野愛子） それでは、分科会としての意思を決めたいと思います。

議案第58号については、原案は妥当ということでよろしいでしょうか。

〔「異議なし」との声あり〕

○主査（窪野愛子） 原案は妥当とすることに決定いたしました。ありがとうございました。

午前 9時54分 閉会